

建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領

(平成16年12月20日16監技第197号)

(最終改正 令和元年9月30日 元契検第70号)

この要領は、県発注の建設工事について、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図り、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を一層高めることを目的とし、入札参加のための申請手続を廃止し、入札参加希望者は入札公告に基づき入札書を電子入札（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、発注機関の電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行う入札をいう。以下同じ。）又は郵送し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札決定するという「建設工事に係る受注希望型競争入札」の事務・審査手続を定めたものである。

(対象工事)

第1 この要領において対象となる工事は、県が所管する建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

ただし、公募型指名競争入札（平成6年3月16日付け5監第452号）に付する建設工事、参加希望型競争入札（平成16年5月28日付け16監技第31号）に付する建設工事及び随意契約により契約を締結する建設工事は除くものとする。

(入札の公告)

第2 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 長野県公式ホームページ（長野県「電子入札システム」及び「入札情報システム」（以下総称して「システム」という。）を含む。以下同じ。）への掲載
- (2) 発注機関の事務所での閲覧

2 発注機関の長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 入札に付する工事名・工事概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書（案）・入札心得に関する事項及び設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項
- (4) 質問の受付・回答に関する事項
- (5) 入札書等（入札書、工事費内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）の提出方法・入札の執行・開札に関する事項
- (6) 入札書等の不受理・無効に関する事項
- (7) 落札者の決定・入札参加資格要件の審査に関する事項
- (8) 入札保証金、支払条件、工期、工事費内訳書及び契約保証に関する事項
- (9) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告は、公告例（様式1-1及び様式1-2）により行うものとする。

4 公告の期間（公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ。）は、原則として予定価格が5千万円未満の工事にあつては11日、5千万円以上の工事にあつては16日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

ただし、再度入札及びやむを得ない事情がある場合は、予定価格が5千万円未満の工事にあつては8日、5千万円以上の工事にあつては11日（休日を含む。）を限度として短縮することができる。

（入札参加資格要件）

第3 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

（1）対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

オ 有効な経営事項審査を有している者であること。

カ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。

キ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

ク 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。

ケ 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

コ 県発注の他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程（平成30年3月29日付け29建政技第342号。以下、「低入札価格調査辞退規程」という。）により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

サ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

シ 滞納している県税等徴収金がないこと。

（2）工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 業種に関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

- オ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。
- カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- ク その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

(入札参加資格要件の決定)

第4 発注機関の長は、入札参加資格要件を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）第4の規定による建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(契約書（案）、入札心得及び設計図書等)

第5 発注機関の長は、契約書（案）及び入札心得を長野県公式ホームページに掲載するとともに、設計図書等については発注機関の長が入札公告に示した方法により周知するものとする。

- 2 契約書（案）、入札心得及び設計図書等については、発注機関の事務所においても閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の掲載及び前項の閲覧は、入札書等提出期限の日まで行うものとする。

(設計図書等に対する質問・回答)

第6 設計図書等に対する質問は、質問書（様式2）又は同等の項目が含まれる書式により受け付けるものとし、入札公告の日から入札書等提出期限の日までの間のうち、4日間（休日を含まない。）以上の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は17時とするものとする。

ただし、再度入札及びやむを得ない事情がある場合は、2日間（休日を含まない。）を限度として質問受付期間を短縮することができる。

- 2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を速やかに長野県公式ホームページに掲載するものとする。

(現場説明)

第7 現場説明会は、行わないものとする。

(工事費内訳書の提出)

第8 発注機関の長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札書等の提出方法)

第9 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は、電子入札又は郵送による入札（以下「郵送入札」という。）のうち発注機関の長の指定する方法により提出しなければならない。

- 2 初度の電子入札による場合には、電子入札システムにより入札書を作成し電子化した工事費内訳書を添付しなければならない。ただし、当該対象工事の入札公告において事前に示した場合には、工事費内訳書を郵送により提出することができる。この場合において、次項に定める方法により提出するものとする。

- 3 郵送入札による場合には、次の方法により作成し一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告に指定する配達日（以下「入札書等配達指定日」という。）を指定して郵送しな

ればならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称、入札参加許可番号、担当者名及び担当者連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

（入札書等の提出期限等）

第10 入札書等の提出期限（電子入札にあつては電子入札システムにより提出する入札書（以下「電子入札書」という。）等提出期限、郵送入札にあつては入札書等配達指定日をいう。以下同じ。）は、電子入札にあつては開札日の前日（休日を含まない。）の入札情報システムに表示する時間、郵送入札にあつては開札日の前日（休日を含まない。）とする。

（入札書等の受理・管理等）

第11 電子入札書等は、システムの電子ファイルに保管し厳重に管理するものとする。郵送による提出のあつた入札書等（以下「郵送入札書等」という。）は、入札書等配達指定日に郵便局から発注者に配達され、これを受領するものとする。

- 2 前項の郵便局から発注者に配達され受領した入札書等（以下「郵送受領入札書等」という。）の外封筒により、第3第1号アからエ、同号カからサに規定する要件等を満たしていることを確認するものとする。
- 3 郵送受領入札書等は、発注機関ごとに施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。なお、いかなる理由があつても外封筒を開封してはならない。
- 4 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 5 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（郵送入札の承認）

第12 入札書の提出方法について、電子入札を指定した場合には、原則として郵送入札は認めないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由に該当し、あらかじめ、発注機関の長の承認を受けた場合は、郵送入札を認めるものとする。

- (1) 電子証明書（ICカード）の失効、破損等で使用できなくなったことによる、電子証明書（ICカード）の再発行申請中の場合。
- (2) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害により、電子入札での参加ができない場合。
- (3) その他、発注機関の長がやむをえない事由と認める場合。

2 郵送入札の承認を得ようとする者は、当該対象工事の入札公告に示す質問受付最終日までに郵送入札承認願（様式3）を提出しなければならない。

3 発注機関の長は、前項に定める承認願の提出があつた場合は、承認の有無について、質問最終回答期限までに郵送入札承認願に係る回答書（様式4）によりFAX及び電話で通知するものとする。

4 郵送入札が承認された場合にあっては、当該対象工事の入札及び見積合わせにおいて、電子入札への変更は認めないものとする。

(郵送入札書等の不受理)

第13 郵送入札書等については、次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとし、入札書不受理通知書(様式5)を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 第9第2項及び第3項に規定する方法以外の方法により提出された入札書等
- (2) 第12第1項に規定する発注機関の長の承認を得ないで提出された郵送入札書等
- (3) 入札公告に示す提出期限(入札書等配達指定日)以外の日に到着した入札書等
- (4) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (5) 外封筒表記の開札日・工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (6) 外封筒表記の商号又は名称が記載されていない入札書等
- (7) 外封筒に開札日・工事名・工事箇所名・商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (8) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (9) 第3第1号のアからエ及びカからサに掲げる要件を満たしていない入札書等
- (10) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等

(入札回数)

第14 入札回数は2回を限度とし、2回目の入札(以下「再入札」という。)をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、2回目の最低価格入札者のうち入札参加資格要件を満たす者と政令167条の2第1項第8号の規定による随意契約ができるものとする。なお、この場合の見積り回数は2回を限度として行うものとする。

(電子入札を指定した場合の開札)

第15 電子入札を指定した場合の開札は、当該対象工事の入札公告に示す日時において、電子入札システムにより行い、落札を保留するものとする。なお、この場合の開札にあたっては、立会人は不要とするものとする。

2 電子入札を指定した場合で、あらかじめ認められた郵送入札書の提出があったときは、当該郵送入札書について第16の規定による開札を行った後、電子入札書の開札を行い、落札を保留するものとする。

(郵送入札を指定した場合の開札)

第16 郵送入札を指定した場合の開札は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 前項に規定する開札は公開とする。ただし、開札会場への立ち入りは、発注機関の長が、公正な入札事務の執行を阻害するおそれがないとして特に認めた者に限るものとし、この場合にあつ

ても、入札事務の執行を阻害したと認めた場合は、この者を開札会場から退場させることができるものとする。

- 3 発注機関の長は、第1項の開札にあたっては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。
- 5 発注機関の長は、郵送入札書を開札後、予定価格の範囲内の入札があった場合は、予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は、最低入札価格の入札金額を読み上げ、落札を保留して郵送入札書の開札を終了するものとする。
- 6 発注機関の長は、前項による郵送入札書の開札の終了に際して、前項に定める内容及び受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日15監技第7号。以下「低入札調査試行要領」という。）に基づき失格の基準を設定し、失格の状況について後日公表する旨を宣言するものとする。
- 7 開札した中封筒は、入札書、外封筒及び工事費内訳書とともに保存するものとする。

（入札経過書の作成）

第17 発注機関の長は、入札経過書（長野県建設工事事務処理規程様式第10号）を作成するものとする。

- 2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る入札書を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

（再入札）

第18 発注機関の長は、第15又は第16の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、予定価格超の入札がある場合は、設計書等の入札実施条件を再確認し、開札後速やかに再入札の実施について決定するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、予定価格超過者に対し、電子入札システムによる通知書又はFAX（様式6）のいずれかにより通知するものとする。また、1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者に対し、長野県公式ホームページにより通知書（様式6）を掲載するものとする。
- 3 1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者、又は再入札書提出期限までに入札書を提出しない者は、再入札に参加できないものとする。
- 4 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とするものとする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。
- 5 第15及び第16に規定する開札の方法については、再入札について準用するものとする。この場合において、第15の「入札公告に示す日時」は、「再入札通知に示す日時」と、第16の「入札公告に示す日時、場所」は、「再入札通知に示す日時、場所」と読み替えるものとする。
- 6 発注機関の長は、第1項の確認の結果、再入札を実施しない場合は、長野県公式ホームページに第17の規定により作成した入札経過書を掲載し入札を終了するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査及び低入札価格調査等)

- 第19 発注機関の長は、第15及び第16第5項の規定により落札を保留したときは、速やかに、すべての入札者について第3第2号（アからウ及びカからク）の工事ごとに定める入札参加資格要件を満たしていることの審査を行うものとし、併せて、電子入札システムによる入札者については、第3第1号のアからエ及びカからサに掲げる要件を満たしていることの審査を行うものとする。
- 2 前項の審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められる者が提出した入札書は、無効とし、入札参加資格要件不適合通知書（様式7）により、該当する入札者に対して通知するものとする。
- 3 前項の通知は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとする。
- 4 第1項の審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる者が提出した入札書により、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格を算出し、当該失格基準価格を下回る価格の入札書は無効（失格）とする。
- 5 予定価格の制限の範囲内の入札書で、かつ、前項による、失格基準価格以上の価格の入札者のうち最低価格入札者を落札候補者とする。
- 6 発注機関の長は、前項において、落札候補となるべき同価（「同点」を含む。）の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札候補者を選定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者が3人以上の場合で、くじ引きにより落札候補者となった者の入札書が無効（失格）となったときは、無効（失格）となった者を除いた者により、再度のくじ引きを行い、落札候補者を選定することとし、以降、再度のくじ引きにより落札候補者となった者の入札書が無効（失格）となったときも同様とする。
- 7 前項において、郵送入札を指定した場合は、入札公告で定める開札日時及び場所においてくじ引きを行う。また、それ以外の場合は、入札心得（別紙1）で定める「電子くじについて」の方法によりくじ引きを行う。
- 8 第5項又は第6項による落札候補者の入札書が落札決定までの間に無効（失格）となった場合には、当該落札候補者の入札額の次に低い価格の入札者（以降「次順位入札者」という。）が落札候補者に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札候補者が落札決定までの間に無効失格となったときも同様とするものとする。

(予定価格の公表)

- 第20 発注機関の長は、予定価格以内で有効な入札がある場合は、開札の翌日（休日の場合は、休日明け）までに長野県公式ホームページに予定価格及び開札後公表設計書を公表しなければならないものとする。

(予定価格に対する疑義申立て)

- 第21 予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行えるものとする。
- 2 疑義申立ては、疑義申立て書(様式8)又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はFAXで受け付けるものとし、予定価格を公表した日を含めて2日間（休日を含まない。）の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は12時とするものとする。

3 発注機関の長は、入札手続等の取りやめ、又は入札手続等の継続について、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載するものとする。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、受付終了前に長野県公式ホームページに掲載できるものとする。

(工事費内訳書の審査)

第22 発注機関の長は、落札候補者から第8及び第18第4項の規定により提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。

(落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出)

第23 発注機関の長は、第22による工事費内訳書の審査の結果、内訳書が適正であると認めた落札候補者、又は再入札を実施し、第19の規定による審査及び調査の結果、落札候補者となった者に対し、落札候補者となった旨を速やかに電子入札システムによる通知書又はFAX（様式9）のいずれか及び電話により連絡するとともに、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

2 入札参加資格要件審査書類は、前項により当該書類の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を含まない。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

3 落札候補者が以下に該当するときは、当該落札候補者のした入札は、無効（失格）とする。

(1) 前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき。

(2) 落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないとき。

(3) 「工事現場における施工体制の把握要領」（平成13年5月8日付け13監技第48号）に規定する技術者を配置できないとき。

(4) 第18第4項の規定による工事費内訳書を提出しないとき。

(落札者決定のための入札参加資格要件の審査)

第24 発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合、又は再入札を実施し、第22に規定する審査の結果、内訳書が適正であると認められなかった場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、第23第1項の規定により提出された書類等により行うものとする。

3 入札参加資格要件及び第22のうち第18第4項の規定により提出のあった工事費内訳書の審査は、第23第2項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（様式10）により取りまとめ、入札書、入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

（落札候補者の辞退）

第25 低入札価格調査辞退規程に基づき、発注機関の長から承認を受けた落札候補者は、当該候補者を辞退することができる。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第26 発注機関の長は、第24による審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者に対し、速やかに電子入札システムによる通知書又はFAX（様式11）のいずれか及び電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 発注機関の長は、第24による審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して落札候補者取消し通知書（様式12）により通知するものとする。

3 前項の通知は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとする。

4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなつたときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第27 第19第2項による入札参加資格要件不適合通知書を受理した者又は第26第2項による落札候補者取消し通知書を受理した者で、入札参加資格要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、第19第2項又は第26第2項による通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立て書（様式13）を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 発注機関の長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、回答書（様式14）により回答するとともに、速やかに苦情申立書及び回答書の写しを主務部長に送付するものとする。

4 当該苦情の申立てに関する手続は、本要領に定めるもののほか、「入札及び契約に係る苦情申立手続要領」（平成28年3月31日付け27契検第150号）の定めによるものとする。

（入札書の無効）

第28 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。ただし、電子入札にあっては、1号から3号は適用しないものとする。

(1) 中封筒がない入札書

(2) 中封筒表記の開札日・工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

(3) 中封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書

(4) 同一人が入札した2通以上の入札書

- (5) 商号又は名称・押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注者の記載がないか誤っている入札書
- (7) 金額の記入がない入札書
- (8) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (9) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (10) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが記載されていない入札書
- (11) 同項(9)の他、提出書類の記載事項について誤字脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (13) 入札公告に示す、参加資格業種、資格総合点数、特定建設業の許可、営業所の所在地に関する要件を満たさない者が入札した入札書
- (14) 第3第1号のアからエ及びカからサに掲げる要件を満たさない者が入札した電子入札書
- (15) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した電子入札書
- (16) 提出された電子入札書等からウィルスが発見された電子入札書
- (17) 業務委託の入札参加資格番号で利用許可を受けた電子証明書を使用して入札した電子入札書

(入札書の無効(失格))

第29 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。ただし、第19に規定する低入札調査試行要領に基づく調査基準価格又は失格基準価格が判明するまでは有効とするものとし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。ただし、電子入札にあっては、1号及び2号は適用しないものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(ただし、工事費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は除く。)
- (4) 内容が未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の一抜け対象工事の入札書
- (6) 第19第4項に規定する失格基準価格を下回る入札価格を記載した入札書
- (7) 第23第3項に該当する落札候補者が入札した入札書
- (8) 入札公告に示す経営事項審査結果の通知書、同種・専門性及び県工事の契約書、納税証明書(未納の県税等徴収金がない証明書)又はその他の要件に関する入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
- (9) 低入札価格調査の対象となり、提出期限内に調査書類を提出しない者の入札書
- (10) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (11) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (12) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (13) 第25により落札候補者を辞退した者の入札書
- (14) 失格基準価格が判明した後に、第3各号に掲げる要件を満たさなくなった者の入札書
- (15) 電子入札の場合で、提出された工事費内訳書からウィルスが発見された入札書

- (16) 上記(1)から(15)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(入札の延期・取りやめ等)

- 第30 発注機関の長は、設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。なお、延期を行う場合、システムによる入札公告、質問回答及び入札予定表示（修正内容履歴）において変更期日等について示すものとする。
- 2 発注機関の長は、疑義申立てにより積算の誤りが確認された場合、原則として以降の入札手続等を取りやめるものとする。
- 3 発注機関の長は、前項の規定による入札手続等の取りやめのほか、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。
- 4 発注機関の長は、入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(入札結果等の公表)

- 第31 発注機関の長は、対象工事の予定価格を、開札した日の翌日（休日の場合は、休日明け。）までに、対象工事の入札者名、入札金額、低入札価格調査基準価格（消費税抜き）及び失格基準価格（消費税抜き）を、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。
- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(その他)

- 第32 対象工事の入札関連書類は、長野県公式ホームページに掲載するものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成16年12月20日から入札公告する対象工事から適用する。
- 2 建設工事に係る受注希望型入札（事後審査・郵送方式）試行要領（平成15年1月14日14監392号）は、平成16年12月19日以前に入札公告したすべての対象工事が落札決定した時点をもって廃止する。

附 則

- 1 本要領は、平成17年10月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成19年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成20年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。
- 2 建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、電子方式）試行要領は、廃止する。
- 3 この要領の適用の前に入札公告した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本要領は、平成21年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成21年5月25日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成22年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。
- 2 第3第1号のシ及び第24第8号の納税証明書の提出は、平成22年7月1日から入札公告する対象工事から適用するものとし、それ以前に入札公告する対象工事は従前の規定による。
- 3 第13第6項に規定する電子くじは、平成22年5月1日から入札公告する対象工事から適用するものとし、それ以前に入札公告する対象工事は従前の規定による。

附 則

- 1 本要領は、平成23年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成24年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成25年4月1日から入札公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成26年4月1日以降入札公告する対象工事から適用する。

ただし、消費税法附則第2条及び同法附則第5条第3項の規定により改正後の税率が適用される、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に契約を締結し、平成26年4月1日以降に工事目的物又は成果品の引渡しが行われる案件については、上記適用日にかかわらず平成25年10月1日から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成27年4月1日から施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年7月8日に施行し、平成27年7月10日に入札公告する工事から適用する。ただし、施行日前に長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）第3第1項の委員会等で審議された案件については、この要領様式1-2（公告例）記2の記載は、委員会等で決定された要件調書の例による。

附 則

本要領は、平成28年4月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、平成28年6月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、平成29年4月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、平成31年4月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、平成31年10月1日から適用する。

ただし、消費税法附則第2条、同法附則第5条第3項及び第16条第1項の規定により改正後の税率が適用される、平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に契約を締結し、平成31年10月1日以降に工事目的物又は成果品の引渡しが行われる案件については、上記適用日にかかわらず平成31年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和元年8月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。

附 則

本要領は、令和元年10月1日に施行し、施行日に入札公告する工事から適用する。